

議事日程第3号

平成30年9月6日(木曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の委員会付託 6件

認定第1号 平成29年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成29年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成29年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成29年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成29年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成29年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席議員 (11名)

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	7番 安藤雅子
8番 柳生千明	9番 加藤保郎	10番 大沢まり子
11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員 (1名)

6番 山口政治

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
教育長 高木俊朗	総務部長 伊左次一郎
民生部長 加藤暢彦	建設部長 亀井孝年
企画調整 担当参事 長屋史明	教育参事兼 学校教育課長 山田徹
総務防災課長 須田和男	企画課長 小木曾昌文
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 山田敏寛	亜炭鉱廃坑 対策室長 大鋸敏男
税務課長 中村治彦	住民環境課長 若尾宗久

保険長寿課長 日比野 伸 二
農 林 課 長 可 児 英 治
建 設 課 長 筒 井 幹 次
生涯学習課長 石 原 昭 治

福 祉 課 長 高 木 雅 春
上下水道課長 鍵 谷 和 宏
会 計 管 理 者 佐久間 英 明

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各 務 元 規

議 会 事 務 局 記 丸 山 浩 史
書

開議の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

なお、山口政治議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、御報告をいたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 大沢まり子さん、11番 岡本隆子さんの2名を指名しま
す。

議案の委員会付託

議長（山田儀雄君）

日程第2、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています認定第1号から認定第6号までについて、質疑の上、各常任委
員会に付託したいと思います。

初めに、認定第1号 平成29年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題としま
す。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

2点についてお伺いをいたします。

1点目ですけれども、主要施策の説明書の17ページ、ここで2の1の8の7でわいわい館
臨時職員賃金ということで上がっておりますけれども、このわいわい館についてお尋ねをいた
します。

わいわい館につきましては、私は平成 27 年、28 年、29 年度、予算審議のときにも聞いていますけれども、そのときの御答弁として、28 年度、29 年度両方ともわいわい館がみずからの収入で運営できるような受け入れ先を探すということで、めどがついてからなるべく早くというような御答弁をされていますけれども、今後このわいわい館については、どういうふうと考えていかれるのかというのが 1 点です。

それから、もう一点ですけれども、主要施策の 23 ページの滞納処分の件ですが、これは県職員と一緒に町県民税の直接徴収と滞納処分を実施して大変成果を上げられたということなんです。このことについては、こういったことがずうっと継続して来年度以降もやっていけるのか、やられるのかということの、以上 2 点についてお伺いをいたしますので、よろしく願いいたします。

議長（山田儀雄君）

まちづくり課長 山田敏寛君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（山田敏寛君）

岡本議員の御質問にお答えいたします。

わいわい館はオープン以来、御嶽宿のおもてなし施設として役割を担っているところではありますが、町の経費削減、サービス向上及び民間力の活用という観点から、民営化、指定管理について検討を進めてまいりました。

あくまでもおもてなし施設として有料のメニューの提供だけではなく、来訪者への観光案内や無料休憩スペースの提供、またにぎわい創出につながる行事等を行う機能は損なわせたくないという考えであり、今のところ一括した運営管理を継続できる適正な事業者は見つかるに至っておりません。

現在、御嵩町観光協会が運営の一部に携わっており、来館者数も増加し、良好な運営ができていることから、全館を観光協会の運営にすることも検討の一つに加えたところであります。

いずれにしましても、インバウンド観光の追い風に乗っかり、観光基本計画を推進していく一環として皆様に御理解いただけるベストな提案を考えたいと思います。以上でございます。

議長（山田儀雄君）

税務課長 中村治彦君。

税務課長（中村治彦君）

それでは、岡本隆子議員の質問にお答えしたいと思います。

本町では、平成 23 年度から中濃県税事務所へ職員を派遣しております。県職員とともに滞納処分を行うということで各種法令知識を習得し、従来やりづらいとされておりました家宅捜索なども行っております。そういった経験を積んでおりました、過去の実績を申し上げますと、

平成 23、24、25、27、そして昨年の 29 年度と 5 名の職員を派遣しているところでございます。昨年度を少し紹介させていただきますと、県へ引き継いだ滞納税額の 65%を収納したという実績をおさめているところでございます。

メリットとしましては、岡本議員が御承知のとおり、滞納税額の解消はもちろんのこと、職員の滞納処分に係る知識の習得、スキルアップがあつて、本町に戻ってまいりましても同レベルの滞納処分を実施している状況でございます。

また、県職員及びほかの市町村職員とも交流があるため、困難事例の相談や悪質滞納者の情報共有などが可能となりまして、滞納処分がスムーズになっているということもでございます。

今後につきましては、見込みとしまして、滞納税額が幸いにも本町は減額していることから、本町規模であれば隔年の派遣をしていきたいというふうに考えております。これにつきましては、人事担当部局とも調整を図りつつ、派遣できるような人事体制づくりをしながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

3 点お聞きしたいと思います。

まず町営住宅のことですけれども、決算書は 83 ページ、85 ページになりますけれども、環境の整備ということでお聞きしたいと思います。

今、御嵩町では、板良、宿、顔戸、高倉と町営住宅があるとは思いますが、この修繕費、環境整備委託料、遊具というのは板良しかないかと思いますが、ここの費用の詳細といえますか、どこの住宅にどれぐらい使っているかということがわかれば教えていただきたいと思えます。

それと 2 点目に、町営住宅の建設基金ということで、決算書ですと 51 ページというところで、説明書は 11 ページにございますけれども、町営住宅の建設基金積立金というのがございます。預金利子は 6 万 5,400 円ということで、年末残高 1 億 999 万 1,731 円でございますけど、これは積立金はゼロということですが、これは目的があつて積み立てをしているということになるわけですが、今後どのように考えてみえるか。特別積立金を毎年幾らというふうに決めてみえるわけではないので、この先々、住宅建設ということに関してどのように考えてみえるか。基金の積み増しをしていく予定があるのかということも含めまして、お答えいただきたいと思えます。

3点目に、この決算の中でふれあいバスにドライブレコーダーということで載っておりますけれども、ほかの公用車につきまして、ドライブレコーダーの設置状況を教えていただきたいと思っております。3点お願いします。

議長（山田儀雄君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、大沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず町営住宅の修繕に係る決算状況でございますが、件数的に申しますと10件ほど29年度は実施をしております。先ほど住宅別とおっしゃいましたが、まず種別で御説明しますと漏水修理を板良で3戸、それから床修理を板良で3戸、建具修理を板良で1戸、屋根修理を顔戸で1戸、電気修理、引き込みの関係ですが、そちらの関係は板良で1戸、それから先ほど除外されましたが公園遊具の修理というようなことで修繕を行っております。

それから額につきましては、先ほどの住宅別ではありませんが、修繕別でいきますと漏水の関係修理、先ほど3件と申しましたが、こちらで約9万3,000円ほど、それから床修理のほうで47万円ほど、それから建具修理で17万円ほど、それから屋根修理で7万5,000円ほど、電気修理で9万1,000円ほど、それから公園の遊具の修理で9万1,000円ほどというような決算状況でございます。

それから基金についての御質問をいただきました。

町営住宅に関しましては、方針等につきまして、平成24年の9月議会に高山議員よりいただきました。また、27年の9月議会には加藤議員からも方針等について一般質問をいただき、町長、総務部長等が答弁をさせていただいております。

答弁の要旨としましては、町営住宅は将来的には民間アパートの空き部屋もあることから、これを借り上げて町営住宅として指定すること。または町内の各住宅を板良住宅に集約した上で、地域づくりとして斬新な解釈のもとに立った住宅の整備。一例としましては、定住促進の観点から、子育て世代をターゲットとした住宅政策という2つの可能性というもので御説明をさせていただきます。

現在、これに変わりはないわけですが、庁舎を初めまして保育所や児童館の耐震化、あるいは庁舎の整備等々、優先的に着手すべき事業が山積してきたこともありまして、町営住宅の整備計画等については、現在、具体的な検討に至っていないというのが現状でございます。

とはいえ、将来的には具体的な住宅政策、財源等について研究をしなければならない時期が到来するかと考えておりますので、現在のところ、基金の積み増しについては考えてございませんが、基金そのものは残していきたいというようなことでございます。

なお、この基金につきましては、平成4年に条例制定をしまして1億円を積んで以降、利息の積み立てのみという状況でございます。

ドライブレコーダーの件でございますが、ふれあいバスのほうにもつけておりますが、公用車、特に総務防災課では共用車について管理をさせていただいておりますが、昨今いろんな事故もありますので、順次予算の範囲内でドライブレコーダーの設置を進めておるといような状況でございます。

済みません。設置台数については、詳細はまた後ほど御答弁させていただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

議長（山田儀雄君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

済みません。今お答えいただいた中で環境整備委託料に関しては、これは環境整備委託料というのは草刈りかなと思うんですけども、この件に関してはどのような現状でしょうか。

議長（山田儀雄君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

大変済みません。除草のほうの作業、環境整備ということで委託をしております。

こちらにつきましては、昨年3カ所の町営住宅で実施をしております。決算額としましては22万円ほどでございますが、白山住宅のエリア内5カ所で約1,700平方メートルほど、それから顔戸住宅2カ所で240平方メートルほど、それから高倉住宅は5カ所で約4,000平方メートルほどの除草を1回ではございますが、実施をさせていただいております。以上でございます。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

主要施策の11ページの下段にあります入札状況という資料が出ております。これによりますと、条件つき一般競争入札の状況として平均請負率というのが……。見ていただきますと、27年、28年、29年を比較しますと29年度97.3%という数字が出ております。これは3年間で10%近く請負率が変わってきておると。この主な要因と言うんですか、この辺のところを1点と、もう一点は御嵩町の経常収支比率が、現在、平成29年度で90.7%という数字をいた

だいております。この経常比率が高いということは、投資的経費が非常に抑えられておるということであります。

そんな中で、普通建設事業費等の岐阜県の資料でいきますと、29年度78.7ということになり上位に位置して、いわゆる普通建設事業に対する投資費用というのは、県内でも相当歳出をしておる。これは亜炭廃坑の工事の影響であろうというふうに考えておりますけれども、そこで、12ページに表が出ておりますけれども、29年度13億9,000万ほどの課別契約状況の中で占める建設課関係の、いわゆる土木費の関係というのがここに出ていますが、7,500万ほどということで主にこれを。契約件数の中で4件、5件の亜炭廃坑等に関する契約の部分で金額を押し、さらに契約比率が高くなっておる要因があるかと思っておりますけれども、その辺の状況をちょっと説明していただければありがたいというふうに思います。

議長（山田儀雄君）

谷口議員に申し上げたいと思います。

ただいまの質問なんですけれども、全て総務常任委員会管轄になってまいります。この後付託されますので、その中で聞いていただくということをお願いできませんでしょうか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

実は契約関係というのは全般にわたりますので、あえてここで一度聞いておきたいと。個別の内容等については、さらに詳細については、委員会でさらに議論をさせていただきたいというふうに思っておりますが。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまの谷口議員の質問にお答えをいたします。

議会のほうにも説明を申し上げておりましたけれど、法制度で縛られるようになりまして、入札については、委託であるとかそういう部分については、予定価格というものをこちらで決めて適正な価格で入札に臨んでもらうということにはしておりましたけれど、建設関係については設計価格で入札をせよということで、1,751の日本中にある地方自治体の、御嵩町は一番最後でしたけれど、抵抗はしましたけれど違法ですよということを、罰則規定があるわけではないわけなんですけれど違法ということで最後の決断をせざるを得ないということになりましたので、現段階では、設計価格で工事関係は全て入札予定価格にしておりますので、それから10%上がったという結果になります。

御嵩の業者は多少そういうところをわきまえて、多少努力して価格を下げてでも入札に臨んでくれるのかなということは淡い期待をしておりましたけれど、そうはならなかったということで、今後、入札の仕方もいろんなやり方がありますので、研究していきたいというふうに思っています。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで認定第1号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。なお、認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生文教常任委員会の所管部分につきましては、民生文教常任委員会で審査をしていただき、総務建設産業常任委員会委員長にその審査結果の報告をしていただきますようお願いをいたします。

議長（山田儀雄君）

次に、認定第2号 平成29年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第2号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第2号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（山田儀雄君）

次に、認定第3号 平成29年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで認定第3号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第3号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（山田儀雄君）

次に、認定第4号 平成29年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで認定第4号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第4号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（山田儀雄君）

次に、認定第5号 平成29年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで認定第5号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第5号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（山田儀雄君）

次に、認定第6号 平成29年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで認定第6号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第6号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（山田儀雄君）

以上で本日の日程は終了しました。

なお、9月12日に民生文教常任委員会、14日に総務建設産業常任委員会をそれぞれ開催していただきますようお願いをします。

次の本会議は9月20日午前9時より開会しますので、よろしくお願いをいたします。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午前9時25分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 大 沢 まり子